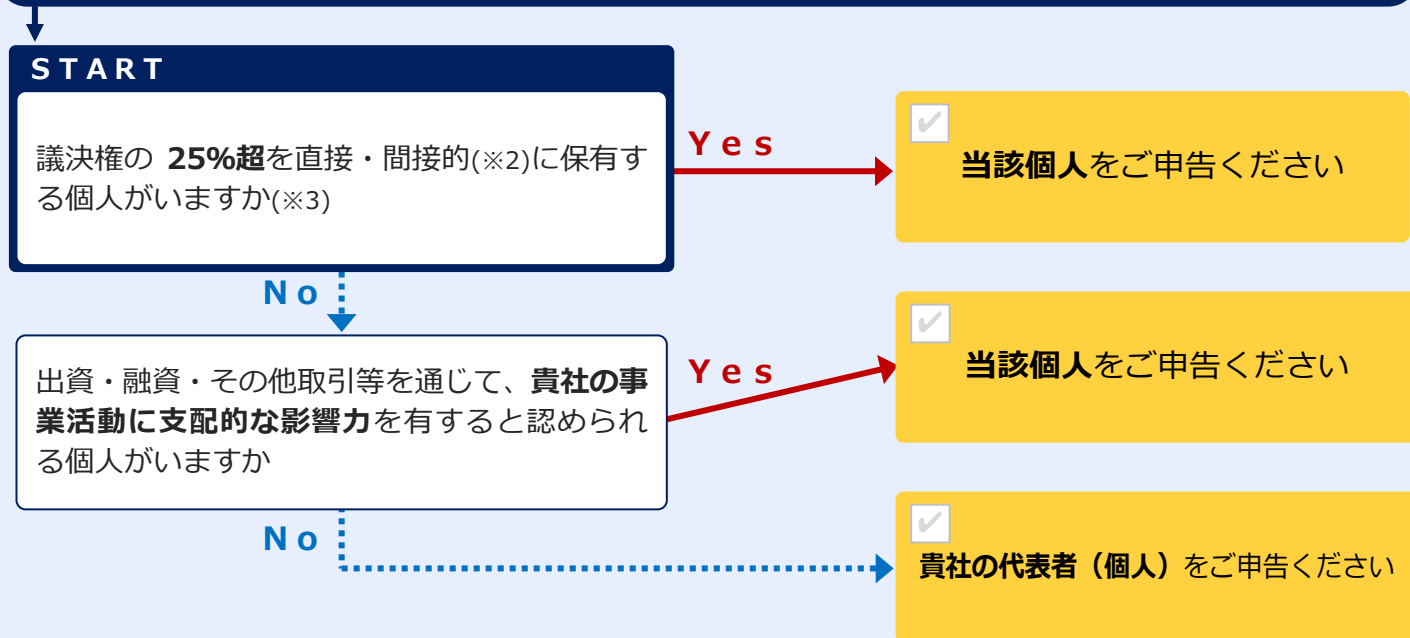


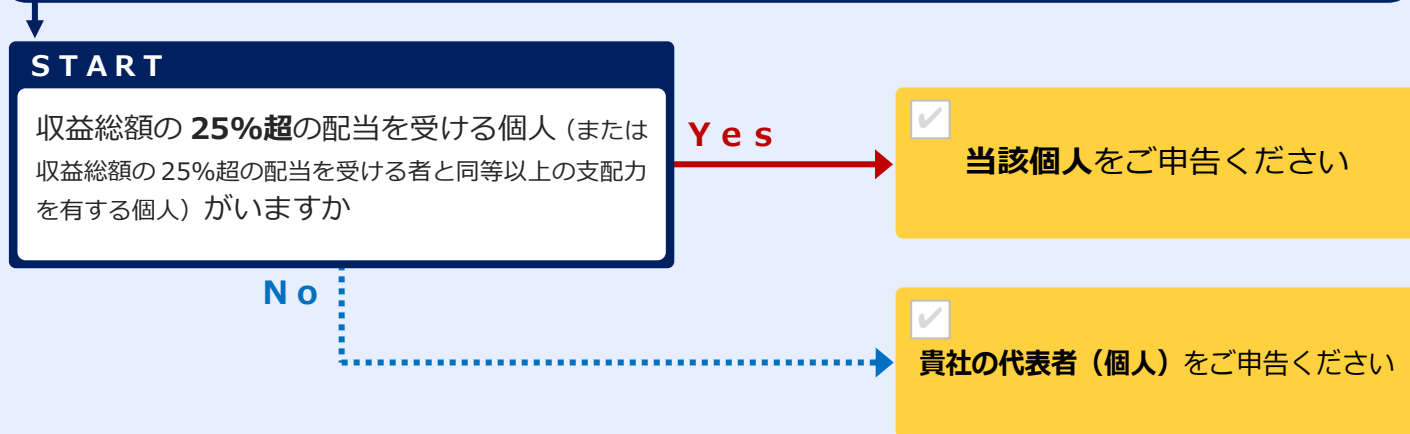
犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関する 法人のお客さまへのお願い

貴社について以下のチャートに沿ってご確認のうえ、実質的支配者をご申告ください。(※1)

☑ 株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社等（資本多数決の原則をとる法人）



☑ 合名会社・合資会社・合同会社・一般社団・財団法人・学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人等（資本多数決の原則をとらない法人）



また、実質的支配者が「外国の重要な公的地位にある者等」に該当する場合は、その旨をご申告ください。
（「外国の重要な公的地位にある者等」の詳細につきましては、「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお客さまへのお願い」等をご覧ください）

- (※1) 実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は実質的支配者になりません。また、国・地方公共団体・上場会社またはその子会社が実質的支配者の場合は、その法人の名称・所在地をご申告ください。
- (※2) 「間接的に保有」とは、以下の考え方となります。
『他の法人が貴社の議決権を保有している場合に、その法人の議決権を50%超保有している者は、その法人が保有する貴社の議決権を有しているものとみなします。』
- (※3) 議決権の50%超を保有する個人や収益総額の50%超の配当を受ける個人がいる場合は、その個人1名のみをご申告ください。



生命保険のお手続きやご契約に関するご照会

スミセイコールセンター



0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
（日・祝日・12/31～1/3を除く）

あなたの未来を強くする

